

財団法人神奈川県建築安全協会 住宅省エネラベル適合性評価業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、財団法人神奈川県建築安全協会住宅省エネラベル適合性評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する財団法人神奈川県建築安全協会住宅省エネラベル適合性評価業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料)

第 2 条 業務規程第 14 条に規定する評価業務の手数料（以下「手数料」という。）は、申請 1 件につき、次に掲げる額とする。

種 別	金額(消費税・地方消費税込み)
断熱性能の評価が省略できるもの	18,000 円
上記以外のもの	21,000 円

ここでいう断熱性能の評価が省略できるものとは、評価書等（設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書（原則として省エネルギー対策等級 4）、長期優良住宅建築計画等に係る認定通知書又は長期優良住宅建築計画等に係る技術的審査適合証、フラット 35 S 適合証明書（省エネ基準適合））を活用し、断熱性能に係る審査を省略することができるものをいう。

2 Q 値計算（熱損失係数計算）を行っている場合の手数料は、前項の額に 5,000 円を加えた額とする。

(手数料の減額)

第 3 条 手数料の額は、当協会に確認申請を行っている場合又は当協会に住宅瑕疵担保責任保険（住宅瑕疵担保責任任意保険を含む。）の申し込みを行っている場合には、第 2 条の額から 10,000 円を減じた額とする。

(計画変更手数料)

第 4 条 適合証が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料は、当初の申請に係る手数料の額の 2 分の 1 とする。

(再発行手数料)

第 5 条 適合証の再発行を行う場合の手数料は、2,000 円とする。

(手数料の支払方法等)

第6条 手数料の支払方法及び支払期日は、財団法人神奈川県建築安全協会住宅省エネルギー適合性評価業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、申請者の負担とする。

(附則)

この規程は、平成22年8月2日より施行する。

この規程は、平成24年1月30日より施行する。